

11 特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)別紙特別補償規程により、死亡補償金として、海外旅行2,500万円、国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により、海外旅行4万円～40万円、国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により、海外旅行2万円～10万円、国内旅行1万円～5万円を支払います。携行品に係る損害補償金として15万円を限度(ただし、1個又は1対についての補償限度は10万円です。)として支払います。

当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日(旅行地の標準時によります。)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

12 旅程保証

旅行日程に次表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。当社は、次表に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。

①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令⑤欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供携行品に係る損害補償金として15万円を限度(ただし、1個または1対についての補償限度は、10万円です。)として支払います。なお、土産物店への個人情報提供の提供の停止をご希望される場合は、該当するパンフレットに記載する旅行申込窓口宛にご出発の10日前までにお申出ください。(注:10日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申出下さい)

⑦お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他旅行の目的地変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)		
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更		
⑤契約書面に記載した本邦内旅行開始地の空港又は旅行終了地の空港の異なる便への変更		
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更		
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更		
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更		

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

(注2)確定書面に交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

(注3)第③号又は第④号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

(注4)第④号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

13 お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14 お客様が出発までに実施する事項

① 旅券・査証について

・旅券(パスポート):訪問国により、パスポートの必要な残存有効期間が異なります。ご確認ください。

・査証(ビザ):訪問国により、査証が必要です。

・現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で、行ってください。これらの渡航手続き等の代行については、渡航手続代行料金をいただいております。

② 予防接種:訪問国により、入国時に予防接種証明書が必要です。あらかじめ指定の検疫所で予防接種を受け証明書の交付を受け携行してください。

15 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫所ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

16 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/> でご確認ください。

17 渡航先に危険情報が発出された場合の旅行中止について
旅行のお申し込み後、旅行の目的地に危険情報が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行の履行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を履行する場合があります。この場合にお客様の判断で旅行を取り止められる場合、当社は所定の取消料をいただきます。

18 お買物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。

当社は、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社は、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

19 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

20 燃油サーチャージについて

(1)燃油サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。出発日や利用航空会社等により必要となる場合がありますので、旅行代金と併せて日本円でお支払いください。詳しくは、契約時にご案内申し上げます。

(2)契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客様の同意を得た上で追加徴収し、減額された場合には、その減額分をすみやかに払い戻します。

(3)お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、規定の取消料を申し受けます。ただし、燃油サーチャージについて取引条件の説明および、必要書面の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

21 個人情報の利用目的及び第三者提供について

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供に必要なサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、お客様の氏名、住所、電話番号又はメールアドレス、パスポート番号、搭乗される航空便名等の個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

(2)当社は旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等の個人データを、あらかじめ電子的方法等で送信することによって土産物店に提供いたします。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、出発の14日前までにお申出ください。(注:14日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申出下さい)

22 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)に定めるところによります。